

令和7年
5月号

南増尾交番だより



自転車月間！！

期間：令和7年5月1日（木）から令和7年5月31日（土）までの間

令和6年11月に改正道路交通法が施行され、自転車の危険な運転に対する罰則が整備されました。

- ・ 運転中のながらスマホ
(スマートフォンなどを手に持ち、自転車に乗りながらの通話、画面を注視する行為)
- ・ 酒気帯び運転及び幫助
(自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供)



自転車ルールは守りましょう！！
 自転車ルールを再度確認し、安全に利用しましょう！！
 自転車の事故は頭の怪我が致命傷になります。
 頭を守る事が大切です。
 大人も子供もヘルメットを着用しましょう！！



自転車盗に注意！！！！

令和7年3月中に花野井交番管内では自転車盗が2件発生しています。盗まれた自転車の多くが無施錠です。短時間の駐輪であっても施錠をしましょう。

～自転車愛錠ロック～

いつでも あいじょう ワイヤー錠などの
 どこでも 防犯性の高い鍵で
 キーロック ツーロック！！



空き巣に注意、対策を！！

一軒家への侵入を防ぐために

- ・ 防犯カメラやセンサーライトの設置
- ・ 庭に防犯砂利の設置
- ・ 鍵付き門扉の設置
- ・ 目に付きやすい場所に防犯ステッカーの設置
- ・ 防犯ガラスや防犯フィルムの使用

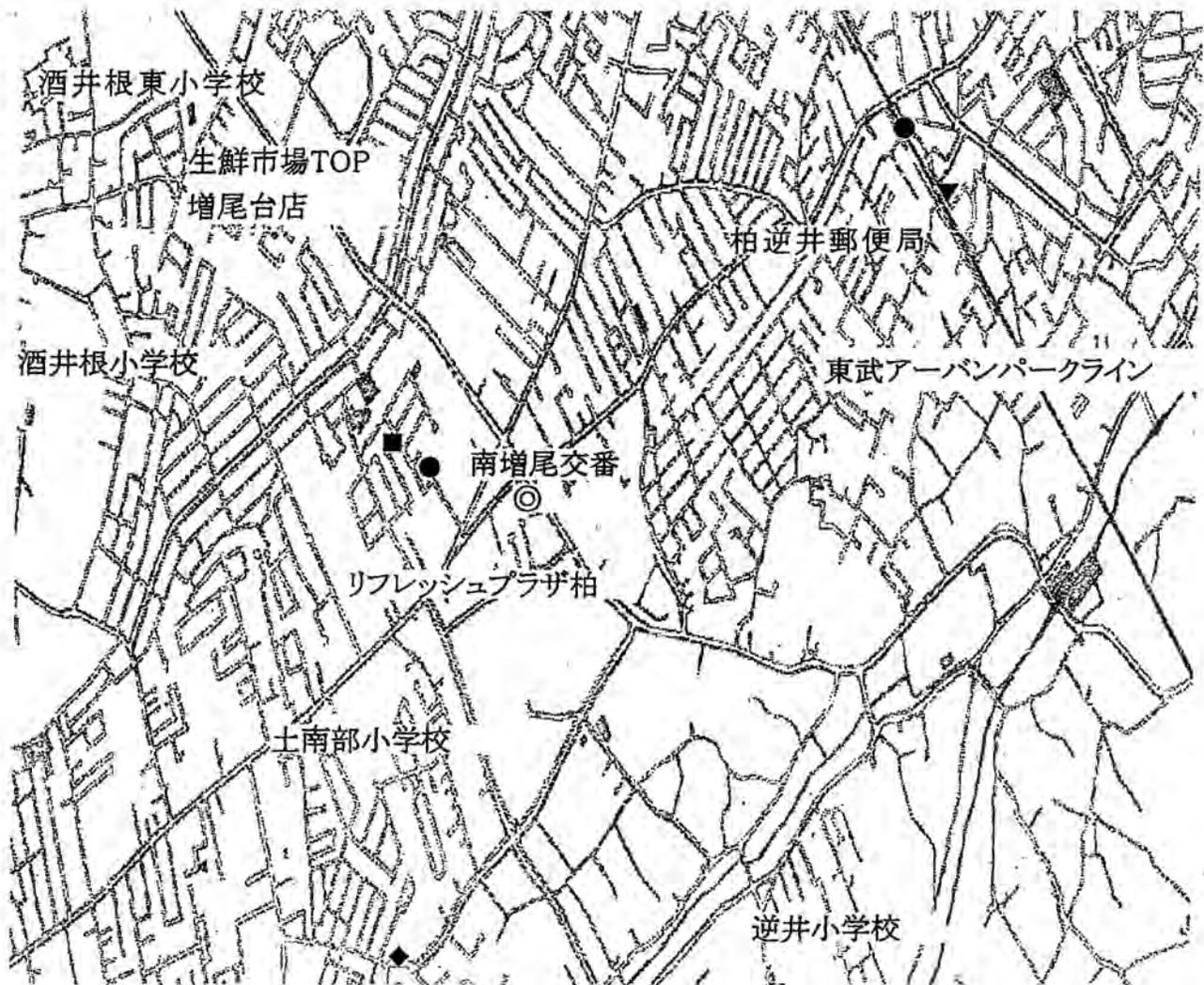


不審な人物を発見した際は通報を！！



南増尾交番管内犯罪発生マップ

(令和7年2月20日から令和7年3月20日までの間)



【凡例】

◎ 南増尾交番

- 自転車盗・・・2件
- ▼ 万引き・・・1件
- 部品ねらい・・・1件
- ◆ 車上ねらい・・・1件

- 空き巣・・・3件
- 器物損壊・・・2件
- 自動車盗・・・1件

※ プライバシー保護のため事件によって地図上に記載していません。